

平成 20 年 3 月 12 日

内閣府国民生活局
消費者調整課長 殿

独立行政法人国民生活センター
総務企画部企画調整課

「1 万円以下の絹(シルク)100%表示のふとん」について

平成 20 年 3 月 6 日に国民生活センターが公表を行った標記の件について、下記 1. の通り商品テストを行ったところであり、これを踏まえ、消費者政策担当課長会議の決定（平成 17 年 12 月 19 日）に基づいて、下記 2. の通り政策提言を行います。

【本件連絡先】

独立行政法人国民生活センター
総務企画部企画調整課

担当 井守・内垣

TEL : 03-3443-6284

FAX : 03-3443-6556

記

1. 商品テストの概要

絹のふとんは、「冬あたたかく、夏涼しく、蒸れない」などをうたい、販売しているものも多く見受けられ、高価な素材と思われてきたが、最近では低価格のものも販売されている。

昨年「中綿シルク 100%の布団と表示された布団におけるシルク(絹)の繊維の混用率」に関して公正取引委員会より原因究明テスト依頼があった。調査の結果、混用率は 100%を大きく下回るものであったため、「不当景品類及び不当表示防止法」の優良誤認等によって、排除命令がなされた。ふとんは「家庭用品品質表示法」（以下、「家表法」）の「繊維製品品質表示規程」において、混用率の許容範囲が定められているが、テスト依頼品はこれも満たしていなかった。

上記の通り、絹の混用率がかなり低かったこと、また、テスト依頼品以外にも低価格で詰物（中綿）が絹 100%表示のふとんが通信販売等で販売されていたことから、公正取引委員会から依頼のあった同じ銘柄を再度購入し、合計 5 銘柄の絹の割合についてテストし情報提供することとした。

2. 提言内容

- ・ 絹 100%表示をしているにも関わらず、家表法の許容範囲を超えて絹の割合が少ないものがあり、同法に抵触すると考えられるものがあった。また、これは誤認される表示であると思われるため、改善するよう指導を要望する。

（宛先：経済産業省 商務流通グループ 製品安全課

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 景品表示監視室）

以上

1 万円以下の絹(シルク)100%表示のふとん

1. 目的

絹のふとんは、「冬あたたかく、夏涼しく、蒸れない」などの保温性や吸放湿性、通気性などの特徴をうたって販売しているものも多く見受けられ、比較的高価な素材と思われてきたが、最近では低価格のものも販売されている。

公正取引委員会は、商品・サービスについて不当な表示等がされていないか消費者の申告などにより調査を実施しているが、昨年「中綿シルク 100%の布団と表示された布団におけるシルク(絹)の繊維の混用率」に関して公正取引委員会より原因究明テスト依頼があった。調査した結果、混用率は 100%を大きく下回るものであったため、「不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景品表示法」という。)」の優良誤認等によって、排除命令がなされた(表 1 参照)。また、ふとんは「家庭用品品質表示法(以下、「家表法」という。)」の「繊維製品品質表示規程(以下、「繊維規程」という。)」にも混用率の許容範囲が定められているが、テスト依頼品はこれも満たしていなかった。

上記の通り絹の混用率がかなり低かったこと、また、テスト依頼品以外にも低価格で詰物(中綿)が絹 100%表示のふとんが通信販売等で販売されていたことから、公正取引委員会から依頼のあった同じ銘柄を再度購入し、合計 5 銘柄の絹の割合についてテストし情報提供することとした。

2. テスト実施期間

検体購入 平成 19 年 11 月～平成 20 年 2 月 テスト実施 平成 19 年 12 月～平成 20 年 2 月

3. テスト対象銘柄

店頭、又は通信販売で販売され、1 万円以下の詰物が絹 100%表示のふとん 5 銘柄をテスト対象とした。なお、重さは銘柄によって異なっており、重量の少なかつた No. 2 は用途が肌掛け用とされている。

表 1 テスト対象銘柄一覧

No.	銘柄名	購入価格	重量	家庭用品品質表示法による表示		原産国	素材の品質に関する表示
				表示者及び連絡先	繊維の組成		
1	シルク 100% 掛け布団 シングル(S) ^{※1}	5,980 円	重量: 約 1.0 kg	(株)通販のユーコー TEL03-3945-5001	側地:綿 100% 中綿:シルク(絹)100%	中国	[購入時の表示]高品質のシルクのみをぎっしり入れた、通気性バツグンの布団は、他ではなかなか手に入らない程の人気商品です
2	シルク肌掛け 布団	4,800 円	重量: 0.4 kg	[輸入元]株式会社メディア・ブライズ	側地:ポリエステル 100% 中わた:シルク真わた 100%	中国	[購入時の表示]中わたに天然シルク 100%の真わたを使用した、軽くて心地よい肌ざわりの肌掛け布団
3	うるおいシルク の掛布団	4,980 円	詰めもの 重量: 約 1.5kg	[輸入者]株式会社 ケーヨー 〒264-0032 千葉県若葉区みつわ台 1-28-1 リーダール 0120-34-0110	側地 表地:綿 100% 側地 裏地:綿 100% 詰めもの:シルク 100%	中国	[添付タグ]このふとんの特徴 シルクの良さを引き出す為に、中国遼寧省産の野生の蚕から取ったシルクを使ったこしの強いわたを中心部に、その周りを浙江省産の養蚕を原料に 1 枚 1 枚手で引き伸ばした繊細なシルクで包み込みました。軽く保湿性、保温性に優れたシルクの寝心地をお楽しみください。
4	シルク(絹) 100% かいまき布団	9,800 円	充填物重量: 1.0kg	[発売元] (株)ル・レーヴ TEL 052(733)6615	表地:綿 100% 裏地:綿 100% 中わた:絹 100%	中国	[購入時の表示]中綿はなんとシルク(絹)100%!・中わたは野蚕真綿 100%!・自然の中で育った野蚕は厳しい寒さから身を守るため多孔質構造になっています。これは家蚕には見られない特徴です [本体の表示]真綿は、湿気に非常に弱い為、収納場所の湿気対策は十分に行ってください
5	シルク掛ふとん	5,500 円	じゅうてん物重量: 1.0kg	[表示者]全日本寝具寝装品協会 東京都中央区八重洲 2 丁目 3 番 11 号 TK-0701	表地:ポリエステル 100% 表衿・裏地:シルク 100% じゅうてん物内容:シルク 100%	中国	[購入時の表示]衿・裏地にシルク 100%を使用。真綿のフィット感を一年通してお楽しみいただけます。/手引き真綿。

※1 公正取引委員会により排除命令が出されたもの(平成 20 年 2 月 20 日: <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.february/0802201.pdf>)。・公正取引委員会のテスト依頼品(No. 1)は平成 19 年 6 月～7 月購入。・このテスト結果はテストのために購入した商品のみに関するものである。

4. テスト結果

1) 混用率

家表法の繊維規程によると繊維の組成表示については、繊維の名称と混用率を併記することになっている。ふとんについては、詰物及びふとんがわの生地^{※2}を組成する繊維である。

なお、混用率の許容範囲は、絹 100%表示を行ったものの場合、-1%である。

※2 「ふとんがわの生地」とは、ふとんの外側の生地のことを指す。

(1) 詰物(中綿)

詰物の混用率は、2 銘柄で家表法の繊維規程に定められた組成表示の許容範囲外であり、問題があると考えられる

詰物の混用率を「繊維製品の混用率試験方法(JIS L 1030-1, -2)」に従って調べた。

その結果、No. 1 と No. 2 は絹がそれぞれ 96%、84%(平均値)で、家表法の繊維規程に定められた許容範囲外であった(表 2)。No. 3、4、5 は許容範囲内で問題なかった。なお、表 2 では参考として原因究明テスト依頼によりテストを実施したときの No. 1 の結果を示したが、その時は 49%(平均値)で、購入時期により大幅な違いがみられた。

なお、絹の場合は、指定用語として「絹」、「シルク」、「SILK」の 3 種類があるが、No. 2 は指定用語以外の表現(シルク真わた)がされていた。

表 2 詰物の混用率(平均値 %)

繊維名	絹	その他	
		繊維の内訳	
No. 1	96	4	綿・レーヨン等
	49	51	ポリエステル・綿・麻・レーヨン・ナイロン・アクリル・ポリウレタン
No. 2	84	16	綿・レーヨン・ポリエステル等

・ No. 1 の下段のデータは公正取引委員会からのテスト依頼品のデータである。

(2) ふとんの外側の生地(以下、「側地^{がわじ}」という)

1 銘柄で側地の混用率が表示と異なっており、問題があると考えられた

側地の混用率を調べたところ、No. 2 の側地はポリエステル 100%の表示があったが、裏地と、表地の一部が綿 100%であることがわかったため、問題があると考えられた。

2) その他の表示

(1) **表示者の連絡先がないものがあり家表法に抵触していた**

家表法の繊維規程においては、「表示者の氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記しなければならないが、No. 2 にはこれがなく家表法に抵触するものであった。

5. 業界への要望

混用率を調べた結果、家表法に抵触すると考えられるものがあった。またその他表示に問題のあるものもあった。法律に従った正しい表示を行うよう改善を要望する

1万円以下の絹100%表示のふとんの中に、混用率の表示が実態と異なるものが2銘柄あった。そのうち1銘柄は、表示者の連絡先がなく、繊維の種類を表現するのに指定用語が使用されていなかったため、表示の改善を要望する。消費者の品質等の判断は表示に委ねられているため、正しい表示をするよう要望する。

6. 行政への要望

絹100%表示をしているにも関わらず、家表法の繊維規程の許容範囲を超えて絹の割合が少ないものがあり、家表法に抵触すると考えられるものがあった。また、これは誤認される表示であると思われるため、改善するよう指導を要望する

1万円以下の絹100%表示のふとんの中に、絹の混用率が家表法の繊維規程の許容範囲を超えて絹の割合が少ないものが2銘柄あり、そのうち1銘柄は必要な連絡先の表示もなく問題であった。消費者が誤認するおそれがあり問題があると思われるので指導を要望する。

○ 要望先

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 景品表示監視室
社団法人 日本通信販売協会
全日本寝具寝装品協会

○ 情報提供先

内閣府 国民生活局 消費者調整課
経済産業省 商務流通グループ 消費経済政策課

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

7. テスト方法

1) 混用率

混用率は JIS L 1030-1「繊維製品の混用率試験方法—第1部：繊維鑑別」による組成鑑別、JIS L 1030-2「繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率」に従って行った。

なお、詰物のサンプリングは、ふとん2枚を用い、1枚につき異なる4箇所から採取する方法とし、8つの試料の試験結果から平均値を算出して混用率とした。公正取引委員会のテスト依頼品の詰物のサンプリングは、ふとん1枚の異なる5箇所から採取する方法とし、5つの結果から平均値を算出して混用率とした。

事 務 連 絡

平成 20 年 3 月 12 日

公正取引委員会経済取引局取引部

消費者取引課長 殿

内閣府国民生活局

消費者企画課長

国民生活センターからの政策提言について

標記については、「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」（平成 17 年 12 月 19 日消費者政策担当課長会議決定）に連携の仕組が定められておりますが、このたび、同決定に基づき、独立行政法人国民生活センターから別添のとおり政策提言がありましたので、貴省御担当課におかれましては、同決定の趣旨に従い、適切な対応方宜しくお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 20 年 3 月 12 日

経済産業省商務情報政策局

消費経済政策課長 殿

内閣府国民生活局

消費者企画課長

国民生活センターからの政策提言について

標記については、「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」（平成 17 年 12 月 19 日消費者政策担当課長会議決定）に連携の仕組が定められておりますが、このたび、同決定に基づき、独立行政法人国民生活センターから別添のとおり政策提言がありましたので、貴省御担当課におかれましては、同決定の趣旨に従い、適切な対応方宜しくお願いいたします。

(参考)

国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について

平成 17 年 12 月 19 日

消費者政策担当課長会議決定

消費者基本計画(平成17年4月8日 閣議決定)においては、「国民生活センターは、各地の消費生活センターに寄せられる苦情相談情報、危害・危険情報の分析に基づいて政策提言等を行う。政府は、これを踏まえ、消費者政策会議関係委員会議、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催することなどにより、消費者トラブルの防止に当たる。」ことが盛り込まれている。本施策を具体化するため、以下により、国民生活センターと関係行政機関との連携の仕組みを構築することとする。

1. 連携の重点

本連携においては、以下のいずれかの要件を満たす緊要な消費者トラブルであって、関係省庁が多岐にわたるものへの対応に重点を置く。

- ① 苦情相談が急増するなど、多数の消費者に影響が及んでいるもの若しくは及ぶ恐れのあるもの
- ② 人の生命・身体・財産に重大な影響が及んでいるもの若しくは及ぶ恐れのあるもの

2. 連携の具体的手順

- ① 国民生活センターは、その政策提言等において、苦情相談の実態(PIO-NET に基づく分析、相談事例等)を明示するとともに、国民生活センターの対応を含め当該消費者トラブルの防止に向けて考えられる対応の方向性について内閣府に提示する。
なお、国民生活センターは内閣府に提示する政策提言等の内容について、原則、公表する。
- ② 内閣府は、国民生活センターからの政策提言等を踏まえ、次の通り対応する。
 - 1) 関係府省庁が複数にわたる場合(内閣府を含めて3府省庁以上)
関係省庁担当課長会議を開催し、同会議において、当該政策提言等に係る消費者トラブルへの対応方針について協議する。
 - 2) その他
所管省庁に対して、当該政策提言等について連絡する。
- ③ 国民生活センターは、その行った政策提言等に係る苦情相談の推移、新たな手口や形態について、当該政策提言等を行った日から、適宜、内閣府を通じて関係省庁に対して情報提供等を行う。

3. その他

国民生活センターは、定期的(四半期に1回)に一般的な苦情相談の推移等(傾向、増減要因等)について、内閣府を通じて情報提供を行う。